

社会福祉法人なぎ 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なぎ（以下「当法人」という）の役員等の費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程にいう役員等とは、本法人の評議員選任・解任委員、評議員、理事並びに監事のことをいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が当法人役員等報酬規程第3条に定める法人業務を行った場合、その費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(費用の種類と額)

第4条 費用の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び日当とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃については、実際に要した旅客運賃に従って支給する。
- (2) 車賃については、片道距離に応じた定額を下表に従って支給する。

片道距離	支給額
2km未満	—
2km以上10km未満	1,000円
10km以上20km未満	1,500円
20km以上30km未満	2,000円
30km以上40km未満	2,500円
40km以上50km未満	3,000円

- (3) 宿泊料については、一律5,000円を支給する。
- (4) 日当については、一律2,000円を支給する。

2 タクシー代については、費用として認めない。

(費用の支給)

第5条 費用の支給については、法人業務を行う当日に、通貨にて相当額を直接本人に支払う。
2 費用の弁償を受けた役員等は、費用弁償領収確認書に署名捺印するものとする。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。